市議会令和5年第2回定例会

議案及び議案資料

議案第1号~議案第3号 (第1集)

目 次

議 案 第 1 号	専決処分について(柏市税条例等の一部を改 正する条例の制定について) 1
議案第 1号資料	柏市税条例等の一部を改正する条例について 9
議 案 第 2 号	柏市税条例の一部を改正する条例の制定につ いて19
議案第 2号資料	柏市税条例の一部を改正する条例について25
議 案 第 3 号	柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制 定について33
議案第 3号資料	柏市火災予防条例の一部を改正する条例につ いて

専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5年 6月 2日提出

柏市長 太田和美

提案理由

地方税法の改正に伴う軽自動車税の種別割に係る税率の特例の見直し等を行うため、柏市税条例等の一部を改正する条例を制定したので提案する。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5年 3月31日

柏市長 太田和美

柏市税条例等の一部を改正する条例の制定について 柏市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

柏市条例第12号

柏市税条例等の一部を改正する条例

(柏市税条例の一部改正)

第1条 柏市税条例 (昭和30年柏市条例第14号) の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第99条第1項前段中「によって」を「により」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、同条第2項の表以外の部分中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第102条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によつて」を「により」に 改める。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。 附則第8条中「, 第63条又は第64条」を「又は第63条」 に, 「, 第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に 改める。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第26項第

項中「附則第15条第26項第1号二」を「附則第15条第25項第1号二」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」に改め、同条第18項を削る。

附則第8条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第13条の2を削る。

附則第13条の2の2を附則第13条の2とする。

附則第13条の2の3を附則第13条の2の2とする。

附則第13条の6第3項を削る。

附則第13条の7第1項の表以外の部分中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項の表以外の部分中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令

和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度 分」を「,当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年 度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、 同号ア (ウ) a 中「6, 900円」とあるのは「3, 円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第3 0条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリ ン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税 の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年 3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定 を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」 とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900 円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項と する。

附則第13条の7の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第15条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項前段中 「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第36条中「及び次条」を削る。

(柏市都市計画税条例の一部改正)

第2条 柏市都市計画税条例 (昭和31年柏市条例第15号) の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第15項」を 「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を 「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を 「附則第15条第33項」に改める。

附則第17項中「第10項、第14項から第18項まで、第2

0項,第21項,第25項,第28項,第32項から第36項まで,第39項,第40項若しくは第44項」を「第9項,第13項から第17項まで,第19項,第20項,第24項,第27項,第31項から第35項まで,第38項,第39項,第43項若しくは第46項」に改める。

(柏市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 柏市税条例等の一部を改正する条例 (令和4年柏市条例第 19号) の一部を次のように改正する。

第1条のうち柏市税条例第46条の改正規定中「第5号の15様式」を「又は」を「若しくは」に改め、「第5号の15の2様式」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第 3条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の柏市税条例(次条第2項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、 令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年 度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に 取得された第1条の規定による改正前の柏市税条例附則第13条 の2及び第13条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対 して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例に よる。
- 2 新条例附則第13条の7の規定は、令和5年度以後の年度分の 軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動 車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の柏 市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、 令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「, 第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議案第1号資料

柏市税条例等の一部を改正する条例について

柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)新旧対照表(第1条関係)

改正前

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務 等)

第46条 前条の特別徴収義務者は,月割額を徴収 した月の翌月10日までに,その徴収した月割額 を施行規則第5号の15様式による納入書<u>によ</u> って納入しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2から4まで 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条 第33項の規定による申告書を含む。以下この項 において同じ。)に係る税金を納付する場合に は、当該税額に、当該税金に係る同条第1項, 第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があ ったときは、その延長された納期限とする。第 7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日 までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(申 告書を提出した日(同条第35項の規定の適用が ある場合において、当該申告書が、その提出期 限前に提出されたときは、当該提出期限)まで の期間又はその期間の末日の翌日から1月を経 過する日までの期間については、年7.3パーセ ント)の割合を乗じて計算した金額に相当する 延滞金を加算して施行規則第22号の4様式に よる納付書により納付しなければならない。

6から16まで 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の 12の規定に基づく納付の告知を受けた場合に は、当該不足税額を当該通知書の指定する期限 までに、施行規則第22号の4様式による納付書 により納付しなければならない。

改正後

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は,月割額を徴収した月の翌月10日までに,その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2から4まで 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条 第33項の規定による申告書を含む。以下この項 において同じ。)に係る税金を納付する場合に は、当該税額に、当該税金に係る同条第1項, 第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があ ったときは、その延長された納期限とする。第 7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日 までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(申 告書を提出した日(同条第35項の規定の適用が ある場合において、当該申告書が、その提出期 限前に提出されたときは、当該提出期限)まで の期間又はその期間の末日の翌日から1月を経 過する日までの期間については、年7.3パーセ ント)の割合を乗じて計算した金額に相当する 延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又 は第22号の4の2様式による納付書により納付 しなければならない。

6から16まで 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の 12の規定に基づく納付の告知を受けた場合に は、当該不足税額を当該通知書の指定する期限 までに、施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の</u> 4の2様式による納付書により納付しなければ 2 前項の場合においては、その不足税額に法第3 21条の8第1項,第2項又は第31項の納期限(同 条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不 足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の 納期限とし、納期限の延長があった場合には、 その延長された納期限とする。第4項第1号にお いて同じ。)の翌日から納付の日までの期間の 日数に応じ年14.6パーセント(前項の納期限ま での期間又は当該納期限の翌日から1月を経過 する日までの期間については、年7.3パーセン ト)の割合を乗じて計算した金額に相当する延 滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

- 第99条 前条の規定によってたばこ税を申告納 付すべき者(以下この節において「申告納税者」 という。)は、毎月末日までに、前月の初日か ら末日までの間における売渡し等に係る製造 たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計 数(以下この節において「課税標準数量」とい う。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税 額、第97条第1項の規定により免除を受けよう とする場合にあっては同項の適用を受けよう とする製造たばこに係るたばこ税額並びに次 条第1項の規定により控除を受けようとする場 合にあっては同項の適用を受けようとするた ばこ税額その他必要な事項を記載した施行規 則第34号の2様式による申告書を市長に提出 し,及びその申告に係る税金を施行規則第34 号の2の5様式による納付書によって納付しな ければならない。この場合において、当該申告 書には、第97条第3項に規定する書類及び次条 第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数 量についての明細を記載した施行規則第16号 の5様式による書類を添付しなければならな
- 2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によって提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

表 略

3及び4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合 には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延長され ならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

- 第99条 前条の規定によりたばこ税を申告納付 すべき者(以下この節において「申告納税者」 という。)は、毎月末日までに、前月の初日か ら末日までの間における売渡し等に係る製造 たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計 数(以下この節において「課税標準数量」とい う。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税 額、第97条第1項の規定により免除を受けよう とする場合にあっては同項の適用を受けよう とする製造たばこに係るたばこ税額並びに次 条第1項の規定により控除を受けようとする場 合にあっては同項の適用を受けようとするた ばこ税額その他必要な事項を記載した施行規 則第34号の2様式による申告書を市長に提出 し、及びその申告に係る税金を施行規則第34 号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式によ る納付書により納付しなければならない。この 場合において、当該申告書には、第97条第3項 に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製 造たばこの品目ごとの数量についての明細を 記載した施行規則第16号の5様式による書類 を添付しなければならない。
- 2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には,前項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は,同項の規定にかかわらず,同欄に掲げる区分に応じ,同表の右欄に掲げる月に同項の規定により提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において,この項の規定による申告書は,施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

表 略

3及び4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合 には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延長され

た納期限。第102条第2項において同じ。)の翌 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該 税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出し た日までの期間又はその日の翌日から1月を経 過する日までの期間については、年7.3パーセ ント)の割合を乗じて計算した金額に相当する 延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5 様式による納付書によって納付しなければな らない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第102条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、 第483条又は第484条の規定に基づく納付の告 知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申 告加算金額,不申告加算金額若しくは重加算金 額を, 当該通知書の指定する期限までに, 施行 規則第34号の2の5様式による納付書によつて 納付しなければならない。

2 略

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の 課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和6年度までの各年度 分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に 規定する場合において、第36条の2第1項の規 定による申告書(その提出期限後において市民 税の納税通知書が送達される時までに提出さ れたもの及びその時までに提出された第36条 の3第1項の確定申告書を含む。次項において同 じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第2 5条第1項に規定する事業所得の明細に関する 事項の記載があるとき(これらの申告書にその 記載がないことについてやむを得ない理由が あると市長が認めるときを含む。次項において 同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得 割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで,第 63条又は第64条の規定の適用がある各年度分 の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第 349条の3の4から第349条の5まで」とあるの は、「若しくは第349条の3の4から第349条の5 まで又は附則第15条から第15条の3の2まで,_ 第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割 合)

第8条の2 略

2 略

3 法附則第15条第15項に規定する条例で定め 3 法附則第15条第14項に規定する条例で定め

た納期限。第102条第2項において同じ。)の翌 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該 税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出し た日までの期間又はその日の翌日から1月を経 過する日までの期間については、年7.3パーセ ント)の割合を乗じて計算した金額に相当する 延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5 様式又は第34号の2の5の2様式による納付書 により納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第102条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、 第483条又は第484条の規定に基づく納付の告 知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申 告加算金額,不申告加算金額若しくは重加算金 額を, 当該通知書の指定する期限までに, 施行 規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2 様式による納付書により納付しなければなら ない。

2 略

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の 課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度 分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に 規定する場合において、第36条の2第1項の規 定による申告書(その提出期限後において市民 税の納税通知書が送達される時までに提出さ れたもの及びその時までに提出された第36条 の3第1項の確定申告書を含む。次項において同 じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第2 5条第1項に規定する事業所得の明細に関する 事項の記載があるとき(これらの申告書にその 記載がないことについてやむを得ない理由が あると市長が認めるときを含む。次項において 同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得 割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで又 は第63条の規定の適用がある各年度分の固定 資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条 の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若 しくは第349条の3の4から第349条の5まで又 は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは 第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割 合)

第8条の2 略

2 略

- る割合は、5分の3とする。
- 4 法<u>附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 5 法<u>附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 6 法<u>附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第26項第1号</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 12分の7とする。
- 9 法<u>附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 12分の7とする。
- 10 法<u>附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 11 法<u>附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は,3分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する条例で定める割合は,3分の2とする。
- 15 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は,3分の2とする。

17 略

18 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2から11まで 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家 屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第13</u> 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の

- る割合は、5分の3とする。
- 4 法<u>附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 5 法<u>附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 6 法<u>附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第25項第1号</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 12分の7とする。
- 9 法<u>附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備 について同号に規定する条例で定める割合は, 12分の7とする。
- 10 法<u>附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 11 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第28項</u>に規定する条例で定め る割合は、3分の2とする。
- 15 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2から11まで 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家 屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則附則第7条第17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の 写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修 後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基 準を満たすことを証する書類を添付して市長 に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第13条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又 は第5項において準用する場合を含む。)に掲げ る3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以 下この条において同じ。)に対しては、当該3輪 以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日か ら令和3年12月31日までの間(附則第13条の6 第3項において「特定期間」という。)に行われ たときに限り、第81条第1項の規定にかかわら ず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の2の2 略

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第13条の2の3 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用の ものに対する第82条の4(第2号に係る部分に限 る。)及び前項の規定の適用については、当該 軽自動車の取得が特定期間に行われたときに 限り、これらの規定中「100分の2」とあるの は、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条の7 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の 適用については,当該軽自動車が令和2年4月1 写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修 後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基 準を満たすことを証する書類を添付して市長 に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合 家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の2 略

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第13条の2の2 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条の7 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の 適用については、当該軽自動車が令和4年4月1 日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる 法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽 自動車(以下この条において「ガソリン軽自動 車」という。)のうち3輪以上のものに対する第 83条の規定の適用については,当該ガソリン軽 自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り, 次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中 欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
<u>第2号ア(ウ)a</u>	<u>6,900円</u>	3,500円
	10,800円	5,400円
<u>第2号ア(ウ)b</u>	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項 の規定の適用を受けるものを除く。)に対する 第83条の規定の適用については、当該ガソリン 軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限 り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
<u>第2号ア(ウ)a</u>	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
<u>第2号ア(ウ)b</u>	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のも のに対する第83条の規定の適用については、当 該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別 割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除

日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

- く。)に対する第83条の規定の適用については、 当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に 限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和 5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別 割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法<u>附則第30条第7項</u>の規定の適用を受ける<u>3</u> 輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の適用については,当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り,当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り,<u>第3項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法<u>附則第30条第8項</u>の規定の適用を受ける3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用 を受けるものを除き,営業用の乗用のものに限 る。)に対する第83条の規定の適用については, 当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から 令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の 種別割に限り,当該ガソリン軽自動車が令和4 年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の 軽自動車税の種別割に限り,第4項の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第13条の7の2 市長は、軽自動車税の種別割の 賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2 項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける3輪以 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をす るときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30 条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等 をいう。次項において同じ。)に基づき当該判 断をするものとする。

2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り,所得割の納税義

- 3 法<u>附</u>則第30条第3項の規定の適用を受ける3 輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の適用については,当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には,当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り,同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。
- 4 法<u>附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き,営業用の乗用のものに限る。)に対する第83条の規定の適用については,当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には,当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り,同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と,同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第13条の7の2 市長は、軽自動車税の種別割の 賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2 項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をす るときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30 条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等 をいう。次項において同じ。)に基づき当該判 断をするものとする。

2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り,所得割の納税義

務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)をした場合において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税 額控除の特例)

第36条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイ ルス感染症等の影響に対応するための国税関 係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律 第25号。以下この条及び次条において「新型コ ロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第 4項に規定する指定行事の同条第1項に規定す る中止等により生じた同項に規定する入場料 金等払戻請求権の全部又は一部の放棄(地方税 法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26 号)附則第4条の規定により当該放棄とみなさ れる寄附金の支出を含む。)を新型コロナウイ ルス感染症特例法第5条第1項に規定する指定 期間内にした場合には、当該納税義務者がその 放棄をした日の属する年中に法附則第60条第 4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の 法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支 出したものとみなして、第34条の6の規定を適 用する。

務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)をした場でで同じ。)をした場でで同じ。)をしための譲渡が優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当する優良を宅における前条第1項に規定する優良さいの適用を受ける譲渡所得を除く。次項に対ける前条第1項に規定する譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項に規定する市民税の所得割の額は、前条第1項に規定がある場でで課する市民税の所得割の額は、前条第1項に関立を開ける。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の区でに、それぞれ当該各号に定める金額に相当な額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税 額控除の特例)

第36条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイ ルス感染症等の影響に対応するための国税関 係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律 第25号。以下この条において「新型コロナウイ ルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規 定する指定行事の同条第1項に規定する中止等 により生じた同項に規定する入場料金等払戻 請求権の全部又は一部の放棄(地方税法等の一 部を改正する法律(令和2年法律第26号)附則第 4条の規定により当該放棄とみなされる寄附金 の支出を含む。)を新型コロナウイルス感染症 特例法第5条第1項に規定する指定期間内にし た場合には、当該納税義務者がその放棄をした 日の属する年中に法附則第60条第4項に規定 する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314 条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出した ものとみなして、第34条の6の規定を適用す

柏市都市計画税条例(昭和31年柏市条例第15号)新旧対照表(第2条関係)

改正前

改正後

附 則

(法附則第15条第15項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、5分の3とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

3 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

4 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の2とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税 義務の免除等)

15及び16 略

17 法附則第15条第1項, 第10項, 第14項から第 18項まで, 第20項, 第21項, 第25項, 第28項, 第32項から第36項まで, 第39項, 第40項若し くは第44項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は 第63条の規定の適用がある各年度分の都市計 画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」と あるのは, 「若しくは第33項又は附則第15条 から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 附 則

(法附則第15条第14項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、5分の3とする。

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

3 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

4 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の2とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税 義務の免除等)

15及び16 略

17 法附則第15条第1項, <u>第9項, 第13項から第1</u> 7項まで, 第19項, 第20項, 第24項, 第27項, 第31項から第35項まで, 第38項, 第39項, 第4 <u>3項若しくは第46項</u>, 第15条の2第2項, 第15 条の3又は第63条の規定の適用がある各年度 分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第 33項」とあるのは, 「若しくは第33項又は附 則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」 とする。

柏市税条例等の一部を改正する条例(令和4年柏市条例第19号)新旧対照表(第3条関係)

改正前

(柏市税条例の一部改正)

第1条 柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)の 一部を次のように改正する。

第18条の4第1項の改正規定から第36条の3 の3の改正規定まで 略

第46条中「<u>第5号の15様式</u>」の次に「又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第53条の7の改正規定から附則第37条を削る改正規定まで 略

改正後

(柏市税条例の一部改正)

第1条 柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)の 一部を次のように改正する。

第18条の4第1項の改正規定から第36条の3 の3の改正規定まで 略

第46条中「又は」を「若しくは」に改め、「第 5号の15の2様式」の次に「又は施行規則第2条 の6の規定により総務大臣が定めた様式」を加 える。

第53条の7の改正規定から附則第37条を削る改正規定まで 略

柏市税条例の一部を改正する条例の制定について

柏市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5年 6月 2日提出

柏市長 太田和美

提案理由

地方税法等の改正に伴い、大規模の修繕等が行われたマンション に対して課する固定資産税の税額の特例に係る割合等並びに森林環 境税の賦課及び徴収の方法を定めること等を行いたいので提案する。

柏市条例第号

柏市税条例の一部を改正する条例

柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)の一部を次のように 改正する。

第34条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において,当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書きに提出した場合には,当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは,給与所得者は,施行規則で定めるところにより,前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収

する場合に併せて賦課し,及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に、「相当する金額」を「相当する税額」に改める。

第44条第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第83条第1号エ中「及び」を「,」に改め,「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67

号) 第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条の2に次の1項を加える。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 は,3分の1とする。

附則第8条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所,氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては,住所及び 氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在, 家屋番号, 種類及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由附則第13条の2第4項及び附則第13条の7の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第83条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定 (この条例による改正後の柏市税条例(以下「新条例」とい う。) 附則第13条の7の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
 - (2) 第34条の8第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項

の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第13条の2第4項及び附則第13条の7の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項(新条例附則第13条の7の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の柏市税条例の規定 中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人 の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税につ いては、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき柏市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第83条第1号工及び附則第13条の7の2第3項 の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割につい て適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、 なお従前の例による。
- 2 新条例附則第13条の2第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第2号資料

柏市税条例の一部を改正する条例について

柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)新旧対照表

改正前

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の8 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の 所得割の額から控除することができなかった 金額があるときは、当該控除することができな かった金額は、令第48条の9の3から第48条の9 の6までに定めるところにより、同項の納税義 務者に対しその控除することができなかった 金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確 定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年 度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、 若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金 に充当する。

3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

改正征

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の8 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入する。

3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において,当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には,当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは,給与所得者は,施行規則で定めるところにより,前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による 申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が 令第48条の9の7の2において準用する令第8条 の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行 規則で定めるところにより、当該申告書の提出 に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書 に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理 組織を使用する方法その他の情報通信の技術 を利用する方法であって施行規則で定めるも のをいう。次条第4項及び第53条の9第3項にお いて同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

- 第38条 個人の市民税は,第44条,第47条の2第 1項,第47条の5又は第53条の5の規定<u>によって</u> 特別徴収の方法による場合を除くほか,普通徴 収の方法によって徴収する。
- 2 略

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する金額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度 の初日の属する年の前年中において給与の支 払を受けた者であり、かつ、同日において給与 の支払を受けている者(次の各号に掲げる者の うち特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが 著しく困難であると認められる者を除く。以下

- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

- 第38条 個人の市民税は,第44条,第47条の2第 1項,第47条の5又は第53条の5の規定<u>により</u>特 別徴収の方法による場合を除くほか,普通徴収 の方法により徴収する。
- 2 略
- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を 賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及 び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度 の初日の属する年の前年中において給与の支 払を受けた者であり、かつ、同日において給与 の支払を受けている者(次の各号に掲げる者の うち特別徴収の方法により徴収することが著 しく困難であると認められる者を除く。以下こ この条において「給与所得者」という。)である場合<u>においては</u>,当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者 の前年中の所得に給与所得以外の所得がある 場合においては、当該給与所得以外の所得に係 る所得割額を同項の規定によって特別徴収の 方法によって徴収すべき給与所得に係る所得 割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴 収の方法によって徴収する。ただし、第36条の 2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る 所得割額を、普通徴収の方法によって徴収され たい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所 得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方 法によって徴収することとなった後において, 当該給与所得者について給与所得以外の所得 に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の 方法によって徴収することが適当でないと認 められる特別の事情が生じたため当該給与所 得者から給与所得以外の所得に係る所得割額 の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収 することとされたい旨の申出があった場合で その事情がやむを得ないと認められるときは, 市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべ き給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ 特別徴収により徴収していない額の全部又は 一部を普通徴収の方法により徴収するものと する。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支 払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年 の4月30日までの間において異動を生じた場 合において, 当該給与所得者が当該給与所得者 に対して新たに給与の支払をする者となった 者(所得税法第183条の規定によって給与の支 払をする際, 所得税を徴収して納付する義務が ある者に限る。以下この項において同じ。)を 通じて, 当該異動によって従前の給与の支払を する者から給与の支払を受けなくなった日の 属する月の翌月の10日(その支払を受けなくな った日が翌年の4月中である場合には、同月30 日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法 によって徴収されるべき前年中の給与所得に 係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別 徴収の方法によって徴収された金額があると きは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の 方法によって徴収されたい旨の申出をしたと の条において「給与所得者」という。)である 場合<u>には</u>,当該納税義務者の前年中の給与所得 に係る所得割額及び均等割額<u>(これと併せて賦</u> 課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法 により徴収する。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者 の前年中の所得に給与所得以外の所得がある 場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得 割額を同項の規定により特別徴収の方法によ り徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均 等割額の合算額に加算して特別徴収の方法に より徴収する。ただし、第36条の2第1項の申 告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を、 普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載 があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得ととされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支 払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年 の4月30日までの間において異動を生じた場 合において, 当該給与所得者が当該給与所得者 に対して新たに給与の支払をする者となった 者(所得税法第183条の規定により給与の支払 をする際, 所得税を徴収して納付する義務があ る者に限る。以下この項において同じ。)を通 じて, 当該異動により従前の給与の支払をする 者から給与の支払を受けなくなった日の属す る月の翌月の10日(その支払を受けなくなった 日が翌年の4月中である場合には、同月30日) までに、第1項の規定により特別徴収の方法に より徴収されるべき前年中の給与所得に係る 所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収 の方法により徴収された金額があるときは,当 該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によ り徴収されたい旨の申出をしたときは, 当該合 きは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収 される納税義務者が当該年度の初日の属する 年の6月1日から12月31日までの間において給 与の支払を受けないこととなり、かつ、その事 由が発生した日の属する月の翌月以降の月割 額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨 の当該納税義務者からの申出があった場合及 びその事由がその年の翌年の1月1日から4月3 0日までの間において発生した場合には、その 者に対してその年の5月31日までの間に支払 われるべき給与又は退職手当等で当該月割額 の全額に相当する金額を超えるものがあると きに限り、当該月割額の全額(同日までに当該 給与又は退職手当等の全部又は一部の支払が されないこととなったときにあっては,同日ま でに支払われた当該給与又は退職手当等の額 から徴収することができる額)を特別徴収の方 法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額 への繰入れ)

- 第47条 個人の市民税の納税者が給与を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について,既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは,当該過納又は誤納に係る税額は,法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の

算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収さ れる納税義務者が当該年度の初日の属する年 の6月1日から12月31日までの間において給与 の支払を受けないこととなり、かつ、その事由 が発生した日の属する月の翌月以降の月割額 を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当 該納税義務者からの申出があった場合及びそ の事由がその年の翌年の1月1日から4月30日 までの間において発生した場合には、その者に 対してその年の5月31日までの間に支払われ るべき給与又は退職手当等で当該月割額の全 額に相当する金額を超えるものがあるときに 限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与 又は退職手当等の全部又は一部の支払がされ ないこととなったときにあっては、同日までに 支払われた当該給与又は退職手当等の額から 徴収することができる額)を特別徴収の方法に より徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条 個人の市民税の納税者が給与を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された 給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市 民税の納税者について,既に特別徴収義務者か ら市に納入された給与所得に係る特別徴収税 額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係 る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与 所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。) において当該納税者の未納に係る徴収金があ るときは,当該過納又は誤納に係る税額は,法 第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴 収金関係過誤納金とみなして,同条第3項,第6 項及び第7項の規定を適用することができるも のとし,当該市町村徴収金関係過誤納金により 当該納税者の未納に係る徴収金を納付し,又は 納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の

特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該 年度の初日の属する年の前年中において公的 年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日に おいて老齢等年金給付(法第321条の7の2第1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節におい て同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の 者(特別徴収の方法によって徴収することが著 しく困難であると認められるものとして次に 掲げるものを除く。以下この節において「特別 徴収対象年金所得者」という。)である場合に おいては, 当該納税義務者の前年中の公的年金 等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の 合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44 条第1項の規定により特別徴収の方法によって 徴収する場合においては,公的年金等に係る所 得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5 において同じ。)の2分の1に相当する額(以下こ の節において「年金所得に係る特別徴収税額」 という。)を当該年度の初日の属する年の10月1 日から翌年の3月31日までの間に支払われる 老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支 払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

- (2) 特別徴収の方法によって徴収することと した場合には当該年度において当該老齢等 年金給付の支払を受けないこととなると認 められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課す る個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金 所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係 る所得割額及び均等割額の合算額から年金所 得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条 第1項の納期のうち当該年度の初日からその日 の属する年の9月30日までの間に到来するも のにおいて普通徴収の方法によって徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税 額への繰入れ)
- 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項 (これらの規定を法第321条の7の8第3項にお いて読み替えて準用する場合を含む。)の規定 により特別徴収の方法によって徴収されない こととなった金額に相当する税額は、その特別 徴収の方法によって徴収されないこととなっ た日以後において到来する第40条第1項の納 期がある場合においてはそのそれぞれの納期 において, その日以後に到来する同項の納期が ない場合においては直ちに, 普通徴収の方法に よって徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3

特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該 年度の初日の属する年の前年中において公的 年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日に おいて老齢等年金給付(法第321条の7の2第1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節におい て同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の 者(特別徴収の方法により徴収することが著し く困難であると認められるものとして次に掲 げるものを除く。以下この節において「特別徴 収対象年金所得者」という。)である場合には、 当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る 所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せ て賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下こ の条及び第47条の5において同じ。)の合算額 (当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1 項の規定により特別徴収の方法により徴収す る場合には,公的年金等に係る所得に係る所得 割額。以下この条及び第47条の5において同 じ。)の2分の1に相当する額(以下この節におい て「年金所得に係る特別徴収税額」という。) を当該年度の初日の属する年の10月1日から 翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等 年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際 に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

- (2) 特別徴収の方法により徴収することとし た場合には当該年度において当該老齢等年 金給付の支払を受けないこととなると認め られる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課す る個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金 所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係 る所得割額及び均等割額の合算額から年金所 得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条 第1項の納期のうち当該年度の初日からその日 の属する年の9月30日までの間に到来するも のにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税 額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項 (これらの規定を法第321条の7の8第3項にお いて読み替えて準用する場合を含む。)の規定 により特別徴収の方法により徴収されないこ ととなった金額に相当する税額は、その特別徴 収の方法により徴収されないこととなった日 以後において到来する第40条第1項の納期が ある場合にはそのそれぞれの納期において, そ の日以後に到来する同項の納期がない場合に は直ちに、普通徴収の方法により徴収するもの とする。

項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に係る特別徴収税額又 は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収 の方法によって徴収されないこととなった特 別徴収対象年金所得者について, 既に特別徴収 義務者から市に納入された年金所得に係る特 別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税 額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収す べき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所 得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収す べき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所 得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。) において当該特別徴収対象年金所得者の未納 に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納 に係る税額は、法第17条の2の規定によって当 該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収 金に充当する。

(種別割の税率)

- 第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して 課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ 当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

アからウまで 略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず,かつ,輪 距(2以上の輪距を有するものにあっては, その輪距のうち最大のもの)が0.5メート ル以下であるもの<u>及び</u>側面が構造上開放 されている車室を備え,かつ,輪距が0.5 メートル以下の3輪のものを除く。)で,総 排気量が0.02リットルを超えるもの又は 定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3.700円

(2)及び(3) 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2から17まで 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2から11まで 略

項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金所得に係る特別徴収税額又 は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収 の方法により徴収されないこととなった特別 徴収対象年金所得者について, 既に特別徴収義 務者から市に納入された年金所得に係る特別 徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額 が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべ き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得 に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべ き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得 に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)に おいて当該特別徴収対象年金所得者の未納に 係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に 係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規 定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして, 同条第3項,第6項及び第7項の規定を適用する ことができるものとし, 当該市町村徴収金関係 過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者 の未納に係る徴収金を納付し、又は納入するこ とを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して 課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ 当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

アからウまで 略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪 距(2以上の輪距を有するものにあっては、 その輪距のうち最大のもの)が0.5メート ル以下であるもの、側面が構造上開放され ている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の 保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条 第1項第13号の6に規定する特定小型原動 機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が0.2 5キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)及び(3) 略

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割 合)

第8条の2 略

2から17まで 略

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例 で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2から11まで 略

マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1 6項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定

- (1) 納税義務者の住所,氏名又は名称及び個 人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号 を有しない者にあっては,住所及び氏名又は 名称)
- (2) 家屋の所在,家屋番号,種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過し た後に申告書を提出する場合には、3月以内 に提出することができなかった理由

<u>12</u> 略

13 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第13条の2 略

2及び3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第13条の7の2 略

- 2 略
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

13 略

14 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第13条の2 略

2及び3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第13条の7の2 略

- 2 略
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

議案第 3号

柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

柏市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5年 6月 2日提出

柏市長 太田和美

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を改めること並びに喫煙所に係る標識の設置に関する特例を定めること等を行いたいので提案する。

柏市条例第号

柏市火災予防条例の一部を改正する条例

柏市火災予防条例(昭和37年柏市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「をに接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「を除く出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては、向号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに 面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「当該接続部が」を「当該コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講じる」を「緊急に

停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号本文中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポスト に蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内 蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「当該設置に併せて 図記号による標識を設ける場合にあっては、「喫煙所」と表示した 標識及び別表第7に定める図記号による標識の設置」を「健康増進 法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専 用室標識を設ける場合においては、この限りでない。」に改め、同 項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項本文中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。 別表第4から別表第7まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第

1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は 設置の工事がされているこの条例による改正後の柏市火災予防条 例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急 速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用につい ては、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項の規定の適用については、当分の間、同項第2号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第3号資料

柏市火災予防条例の一部を改正する条例について

柏市火災予防条例(昭和37年柏市条例第2号)新旧対照表

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

改正前

- (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(3)から(5)まで 略

- (6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない 措置を講じること。
- (7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に</u> 電圧が印加されている場合には,<u>当該接続部</u> が外れないようにする措置を講じること。

(8)から(10)まで 略

- (11) 急速充電設備を手動で<u>緊急停止させる</u> ことができる措置を講じること。
- (12) <u>自動車等</u>の衝突を防止する措置を講じること。
- (13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動 車等に接続するための部分をいう。以下この 号において同じ。)について、操作に伴う不 時の落下を防止する措置を講じること。ただ

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

改正後

- (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。
 - <u>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開</u> 口部のないものに面するもの
 - イ 分離型のものにあっては、充電ポスト
- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u>

(3)から(5)まで 略

- (6) <u>コネクター</u>と電気自動車等が確実に接続 されていない場合には,充電を開始しない措 置を講じること。
- (7) <u>コネクターが電気自動車等に接続され</u> 電圧が印加されている場合には、<u>当該コネクターが当該電気自動車等から</u>外れないよう にする措置を講じること。

(8)から(10)まで 略

- (11) 急速充電設備を手動で<u>緊急に停止する</u> ことができる装置を,当該急速充電設備の利 用者が異常を認めたときに,速やかに操作す ることができる箇所に設けること。
- (12) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の衝突を 防止する措置を講じること。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の 落下を防止する措置を講じること。ただし、 コネクターに十分な強度を有するものにあ っては、この限りでない。

し、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14)及び(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講じること。

アからエまで 略

(17) 略

(18) 略

2 略

(避雷設備)

- 第16条 避雷設備の位置及び構造は,消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年 法律第185号)第20条第1項の日本産業規格を いう。)に適合するものとしなければならない。
- 2 略

(喫煙等)

第23条 略

- 2 略
- 3 前項の場合において、併せて図記号による標 識を設けるときは、別表第7に定めるものとし なければならない。
- 4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に 掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関 係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める措置を講じなけれ ばならない。
 - (1) 略
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数 の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該 喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の 設置(当該設置に併せて図記号による標識を 設ける場合にあっては、「喫煙所」と表示した標識及び別表第7に定める図記号による標識の設置)

5 前項第2号に掲げる場合において,劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階におい

(14)及び(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講じること。

アからエまで 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては,充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと

(18) 略

(19) 略

2 略

(避雷設備)

- 第16条 避雷設備の位置及び構造は,消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。
- 2 略

(喫煙等)

第23条 略

2 略

- 3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に 掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関 係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める措置を講じなけれ ばならない。
 - (1) 略
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数 の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該 喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の 設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第 33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)
- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の 喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に 供しない部分を除く。)以外の場所に設けなけ ればならない。ただし、劇場等の一部の階にお

て全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の 設置その他の当該階における全面的な喫煙の 禁止を確保するために消防長が火災予防上必 要と認める措置を講じた場合は,当該階におい て喫煙所を設けないことができる。

6及び7 略

別表第4から別表第6まで 削除

別表第7(第23条)

表示の種類	図記号	<u>色</u>
禁煙である旨の 表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である 旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨 の表示	\$	記号は黒,地は白

いて全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は,当該階において喫煙所を設けないことができる。

6及び7 略

別表第4から別表第7まで 削除